

総行資第4号
令和6年1月12日

関係選挙管理委員会書記長 様

総務省選挙部政治資金課長

収支報告書の提出等について（通知）

「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が令和6年1月11日閣議決定され、同日付で公布・施行されました。

当該政令により、履行期限のある法令上の義務（令和6年3月31日を期限とする収支報告書の提出等）が、本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、令和6年4月30日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされておりますので、標記の件について、適切に取り扱われるようご注意ください。

あわせて、令和6年能登半島地震による災害を考慮して、会計帳簿等関係書類が滅失等した場合について、下記のとおり取り扱われるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

令和6年能登半島地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ記載することとする。

この場合において、いわゆる罹災証明書の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。

また、収支報告書の要旨の公表については、関係書類滅失等のため記載できない旨を併せて告示すること。

担当者 政治資金課 小山
TEL 03-5253-5578
FAX 03-5253-5583
E-mail:r4.koyama@soumu.go.jp